

記入例

様式第6号

※本書作成にあたっては、相続人それぞれがご署名ください。

固定資産相続人代表者（兼現所有者）指定届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

本巢市長 様

相続人代表者（現所有者）

相続人の中から、1人代表者を
決め、記入してください。

住 所 本巢市文殊324番地

氏 名 本巢 一郎

電話番号 0581-34-2511

被相続人との続柄 長男

地方税法第9条の2第1項及び地方税法第343条第2項の規定により、相続人代表者（現に所有する者）として、下記のとおり届け出ます。

被 相 続 人	氏 名	本巢 太郎		
	死亡時の 住所（居所）	本巢市文殊324番地		
	死亡年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
相 続 人	氏 名（法人番号）	被相続人 との続柄	住 所（居 所）	
	本巢 花子	妻	本巢市文殊324番地	
	本巢 一郎	長男	本巢市文殊324番地	
	本巢 二郎	二男	岐阜市司町1番地	

相続人は、この欄にご自分の氏名・
続柄・住所を記入してください。

※ 注 意

この相続人代表者(兼現所有者)指定届は、相続財産上の権利義務とは関係ありません

※裏面をご覧ください。

固定資産相続人代表者(兼現所有者)指定届について

1. 相続人代表者(現所有者)について

(1) 固定資産税は、賦課期日である1月1日現在、土地・建物登記簿、土地・家屋補充課税台帳に登録または登録されている方(以下「台帳上の所有者」といいます。)に課税することになっています。

(2) 課税年度の賦課期日(1月1日) 以後に台帳上の所有者が亡くなった場合

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を相続人の中から指定します。【地方税法第9条の2第1項】

(3) 課税年度の賦課期日(1月1日) 以前に台帳上の所有者が亡くなっている場合

賦課期日現在、その土地又は家屋を現に所有している方※が固定資産税の納税義務者となります。【地方税法第343条第2項】

※個人の場合、主として相続人がこれに該当します。相続人が複数名いる場合には、代表者を選んでいただくことになります。(遺産の分割が終了し、登記が完了するまでは当該固定資産税は相続人全員の共有となります。その**固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負う**ことになります。)【地方税法第10条の2】

(4) この届の提出がない場合、市が相続人代表者(現所有者)の指定をさせていただく場合があります。

2. 固定資産税を口座振替されている方へ

この届を提出されますと、固定資産税の納税義務者が相続人代表者となり、被相続人名義の固定資産税の納入方法が下記のとおりに変更される場合がありますので、ご注意ください。

● すでに相続人代表者名義の固定資産税(単独所有に限る)が口座振替になっている場合

この届を提出された翌月末以降の納期限より、ご指定の口座から被相続人名義の固定資産税が引き落とされます。

● 相続人代表者名義の固定資産税が口座振替になっていない場合

相続開始以降は一般納付(納付書による納付)となりますので、口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書の提出が必要です。

ご不明な点は、右記までお問い合わせください。

【 提出先・問い合わせ先 】

〒501-0491 岐阜県本巣市早野 255 番地
本巣市役所 税務課 固定資産税係
TEL:058-323-1155 (代表)
058-323-8133 (直通)